

第2回 清瀬市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

策定委員会

■ 議事要旨 ■

件名：第2回 清瀬市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画
策定委員会

事務局：健康福祉部 障害福祉課障害福祉係

開催場所：中清戸地域市民センター 第1会議室

日時：令和2年10月23日（金） 午後2時～4時30分

出席者：委員8名

（◎富永 健太郎、○仁田坂 和夫、奥山 裕司、菊間 英子、
外山 裕介、長汐 道枝、橋本 修一、渡邊 誉浩）

※ ◎…委員長 ○…副委員長

欠席者：岩澤 寿美子

会議次第

議題

- (1) 計画全体の構成
- (2) 清瀬市の現況
- (3) 障害福祉計画・障害児福祉計画に関する基本的理念
- (4) 成果目標（数値目標）の検討
- (5) 市民ヒアリングの対象者選定
- (6) その他

審議経過

議題

(1) 計画全体の構成

事務局より説明

【協議内容】

委員長 本委員会の設置要綱が運営要綱に変わることにより、何が変わるのか。

事務局 設置要綱、第一条の最後に委員会を設置すると記載されているものが、設置は条例に規定されることとなり、要綱では計画の検討に向けて委員会を運営していく、という記載に変更となる。

委員長 位置づけが変わるということになると思うが、その意味合いを教えていただきたい。

事務局 本委員会の設置根拠が要綱から条例に格上げされたということである。市として、有識者を委員に委嘱し、市長が諮問する機関は設置条例を制定するように統一した。実際の運営方法や内容については、引き続き要綱で定める。

(2) 清瀬市の現況

事務局より説明

【協議内容】

委員 手帳所持者数の人数が、第5期計画の冊子と本日の配布資料で異なる理由があれば教えていただきたい。

事務局 計上方法を見直したことによる。愛の手帳所持者には成人判定があり、新しい手帳が発行されて手帳番号も新しくなる。第5期計画の人数は、手帳番号の数を記載していたため、成人判定を受

けた人については、成人判定前と後の重複計上されていた。今回は手帳を所持する実人数に修正している。

委員 通常学級に在籍する、配慮を要するお子さんへの合理的配慮について、人的またはそれ以外の支援など、どのように対応されているのか。

事務局 管轄が教育委員会になるため、お答えが難しい部分もあるが、学級経営補助員の配置等により、児童生徒一人ひとりへの個別対応に努めていると認識している。肢体不自由などがあり、施設的な要因で通常学級へ行くことが難しいお子さんに対しては、教育委員会が介助員を委託するなど、個別の配慮をしている。

委員 学校教育の場だけではなく、就労の場でも障壁がある場合に解消に向けた合理的配慮が必要であるというように法律では記載されている。清瀬市では、合理的配慮のための予算は計上していないのか。

事務局 合理的配慮の理念に基づき、公共施設のバリアフリー化等の整備を進めている。具体的な予算については、合理的配慮のための予算として一括計上してはならず、各課が個別の事業費として予算化している。

委員 資料（3）の児童生徒の状況で、平成28年から平成29年にかけて45人増加しているが、第5期計画17ページで教育費の推移をみると、減少している。児童生徒数と教育費は比例しないのか。

事務局 これは一般会計における支出割合の推移なので、民生費の伸びによって、教育費の割合が小さくなる傾向はある。また、教育費には建物など施設整備費も含まれるため、例えば28年度に大規模な工事を行っている、29年度には反転減となる。

委員 特別支援教育が必要なお子さんが増えた場合には、都の加算や、市でも個別の対応を検討している。例えば、車いすのお子さんの学年が3階の教室だった場合、学年ごと1階に移動したり、修学旅行などでも、家族や支援員が同行するなどの対応を行っている。また、教育委員会で地域から支援員を募っている場合もあり、個別対応に努めている。

委員長 現況のデータは興味深いものであるが、この数字がどのような形で計画に反映されていくのかを整理しておく必要がある。

事務局 現況を踏まえることが、議論の出発点である。手帳所持者数をみると、身体障害者の増加が少なく、知的障害者は大きく増加している、といったことは、サービスの見込み量設定にも活用されてくる。

委員長 サービスの見込み量設定の基礎データであると同時に、現況を正しく理解してもらうためのデータという認識で良いか。

事務局 そのように考えている。

(3) 障害福祉計画・障害児福祉計画に関する基本的理念

事務局より説明

【協議内容】

委員長 理念の2で「障害者手帳を所持していない方も含め、障害福祉サービスを受けることができるよう配慮します」とあるが、この表記だと誰でもサービスが利用できることとなる。手帳がなくてもサービス利用ができれば、手帳を取得する方も減る可能性もある。具体的に、どのような人を想定されているのか。

事務局 障害福祉サービスの利用は手帳の有無が必須ではないものもあり、発達障害や高次脳機能障害などで生活に困っている方も対象となるサービスは、医師の意見書を以って支給決定できる制度設計になっている。しかしながら、「障害福祉＝手帳が必要」と思われていることも多く、手帳不所持者はサービスにつながりにくい傾向がある。そうした方へもサービスの提供を行っていくという意味合いだが、障害の有無に関わらず誰でも利用可能であるような印象を与えかねないため、表現は再検討する。

副委員長 障害者計画と障害福祉計画で重なる部分もあると思うが、障害者計画でも理念的な記述が多く、障害福祉計画の重点施策でも「支援します」「配慮します」「推進します」「図ります」など、

定量的データと結びつきづらい表現となっている。施設職員の立場でみると、この重点施策は、国の示す基本方針を踏まえつつ、「清瀬市ではこれを重点的に行っていくんだな」という見方をする。それがなくなるということで、市は何を重点的に行うのか分からなくなる。

事務局 第5期計画の重点施策1「相談支援体制の充実と関係機関の連携の強化を図ります」の内容は、障害者計画の34～35ページにも記されており、実質的には再掲である。さらに、障害福祉計画は理念ではなく、定量的なサービス見込量を定める計画であること。また、理念的な重点施策は定量的な評価が難しいこと。そのような理由から、第6期計画では重点施策を載せないという選択肢を提案した。

委員長 2つの計画は根拠法が異なるが、市の施策に関する計画であることに変わりはなく、両計画の理念や施策の方向性は重なっているべきである。そのため、重複や再掲を避けるのではなく、重要なことは両計画に掲載して当然だと考える。市の重点施策を削除し、国の基本理念のみ掲載することで、市の施策が後退するような印象を与えかねないことを懸念している。第5期計画の重点施策についても、取り組みを加速させていくべき時期に削除するのは如何なものか。

事務局 意図としては定量的な評価がしづらい項目を載せることは是非や、障害者計画でも掲載しており再掲になってしまうことを考慮して載せない案とした。国の基本的理念は、障害福祉計画を策定する前提となる考え方であり、掲載が望ましいと考えた。特に第5期計画まで掲載していなかったこともあり、明示する案とした。

委員 基本的理念は合点がいく内容と思うが、3年間の短期的な計画の中で具体的な実施の見通しが立つのか、市がどこまでできるのか危惧される。

副委員長 基本的理念に7つも項目があるが、一度に全てはできないので、「市ではここから取り組んでいく」などの説明があると分かりやすくなるのではないか。それを重点施策として挙げるのは難しいかもしれないが、取り組む姿勢は示すべきではないか。

委員 計画の構成としては、成果目標が最初にあった方が分かりやすい。構成は別途検討してほしい。

委員長 国の理念も大切であるが、市の計画であるため、目標を立ててそれをどのように実現していくか、具体性が必要である。どこの重点を置いて何をやるのか、本委員会で考えていく必要がある。

事務局 基本的理念は国によって示されているものなので、冒頭に掲載し、その次に、理念の中から市として取り組むべきもの、取り組めることを重点施策に盛り込むことを検討したい。重点施策も3年前とは変わっているので見直しが必要だと考えている。重点施策を削除するのではなく、基本的理念と重点施策の両方とも生かす形を検討したい。

委員 第6期計画の重点施策を検討するにあたっては、障害福祉課が受けている相談の中から、障害者や家族が特に困っていることを抽出し、実行につなげていくべきと考える。

委員長 基本的理念の文言は、この資料の内容で掲載するのか。

事務局 国で示されている長い文章を要約している。要約したことで元の意図が歪められてはいけないので、見出しのみ掲載する方法もあると考えている。

委員長 「基本的理念を冒頭に掲載する」という事務局案を承認する。

事務局 重点施策は再検討し、次回提案する。

(4) 成果目標（数値目標）の検討

事務局より説明

【協議内容】

委員 (7) 障害福祉サービス等の質の向上は非常に重要なことだと考えているが、大変難しいことでもある。実際に福祉に携わる方々が意欲をもって気持ちを込めて働いてもらうことは大事で

ある。ここにある「適時検証、指導監査」以外にも、労働条件の向上などに言及できないか。

事務局 この内容は第5期計画までではなく、第6期計画で初めて示された項目である。現場の労働環境の改善については、行政による課題把握や法人への介入は限界があるため、どういうことが足りないか、どのように支援してほしいかなど、現場から提案をいただきたい。

委員 現場の支援者の中でメンタルを病む方がいる。職員のメンタルヘルスをどのようにキープしていくか、各事業者の工夫を聞いてみるのも良いと考えている。

委員長 成果目標の(1)施設入所者の地域生活への移行促進について、施設入所者の削減は0人としているが、その意図、根拠は何か。

事務局 第5期計画では入所者50人を1人減らす計画であったが、実際は入所者が56人になった。施設入所者を削減する方向性は理解しているが、施設に入所したいという希望があれば、それが叶うように善処している。今後も入所希望者は増えると考えているため、施設からの地域移行が進んでも入所者の総数は減らない。

地域移行者数は2人を見込んでおり、第5期計画では1人しかできなかったところを踏まえると意欲的な数値だと考えている。その他の要因による退所者や新規入所者数を考慮すると必然的に±0人ぐらいとなる。

なお、入所してから日が浅い若年者の方が地域移行しやすいと思われがちだが、障害特性や家庭環境などから在宅生活ができないから入所したわけなので、地域移行は難しいと考えている。市としてこの現状を踏まえて今後3年間を考えると、目標は±0人が妥当だと考えている。

副委員長 削減数を1人、2人に増やすためには、移行者数を増やすか新規入所者数を減らすしかない。地域移行に関しては、例えば秋田県内の施設に入所している方に対して、ケースワーカーの方が秋田県まで行って意向調査するのは大変なことなので、積極的な相談支援までは至らないのが現状だと思う。そのような現状が±0人という目標に表れていると思うが、実際には相談等とリンクし

て、現状の施設を揺さぶってあげて、遠方の入所者でも施設から法人のグループホームに移ることを願うなど、それぞれの相談や事業所に働きかけることが必要と考える。

委員長 (3) 地域生活支援拠点等の整備について、地域の入所施設の意見を伺う。

副委員長 地域生活支援拠点等の整備に関連して、第5期計画の18、19ページのサービス整備状況マップに掲載されている各事業所が面的整備を担っていくイメージになると考えている。拠点の機能には相談、体験の場所、緊急時の受け入れ、応援体制等があるが、緊急時の受け入れとしては短期入所を念頭においており、2日前、前日、当日で受けることが「緊急対応」として国が示している。

市内在住の知的障害者の緊急受け入れを行う場合、等級が中重度の方を主たる対象として、施設やグループホームに入っていない人、その中でも家族が高齢な方と絞っていくと数十人である。その方々を市内の相談支援事業につなぎ、それぞれ短期入所の計画を作って、順番に短期入所を体験利用していただければ、第6期計画の3年間で緊急度が高い方が福祉サービスにつながっている状態を作ることができる。

清瀬市では障害福祉課のケースワーカーが緊急時の個別対応に努めているが、短期入所の体験利用を通して緊急時対応の仕組み化が可能になれば、地域生活支援拠点等として機能するのではないかと考える。

(5) 市民ヒアリングの対象者選定

事務局より説明

【協議内容】

委員長 市民ヒアリングの対象者について、事務局の案はあるか。

事務局 事務局としては施設入所者を対象とし、施設での生活を可視化できればと考えている。身体と知的の方で2名を対象としても良いと考えている。また、放課後等デイサービスを利用している児

童、特別支援学校に通っている児童などを対象とする案も考えている。ここでは方向性を議論いただきたい。

委員 成果目標との重要性を考えると、地域移行された方を対象とするのも良いのではないか。

委員 特別支援学校の児童となれば協力したい。保護者が答える形になると思うが、高等部の生徒であれば自分で話ができる方もいる。

事務局 11 月中には実施したいと考えている。人選は本日の意見を踏まえるが、引き受けていただけるか交渉も必要なので、事務局に一任いただきたい。

(6) その他

次回委員会は令和2年11月27日、中清戸地域市民センターで開催することを決定

閉会